

【 協会けんぽ 用紙の変更について 】

平成 27 年 5 月号

平成 26 年 7 月より協会けんぽ用の申請書・届出書が大幅に変更となっております。旧様式を使用して提出した場合、給付金の支払いが遅延してしまう等処理が遅くなってしまいますので、新しい様式をご利用くださいますようお願いいたします。お手元に旧様式がある場合は、破棄してください。

新様式については、
協会けんぽ HP <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>
にて確認いただくことができます。

新様式の申請書、届出書をご入用の場合は、当方までご連絡いただくか、協会けんぽ HP よりダウンロードしてご利用ください。

※ スキャナで読み取って処理しますので、**ダウンロードしたものをそのまま使用し、コピーは使用しない**てください。

(記：江藤尚子)

石川経営労務レポート 第 72 号 (平成 27 年 5 月発行)

発行人 石川経営事務所
社会保険労務士 石川光男
〒 456-0051 名古屋市熱田区四番 14-34
TEL 052-651-6000
FAX 052-652-0066
E-mail ishikawa@ishikawakk.or.jp

石川経営労務レポート

事務所ニュース

道 標

ゴールデンウィークもあっという間に過ぎ、夏に向けて一直線と思ったら、今年は台風まで早くきてしまいました。

ネパールでの 2 度にわたる大地震、箱根大涌谷での火山活動、東北地方での余震・・・自然災害のニュースが毎日のように流れています。

以前は M (マグニチュード) 5 などと聞くと、とても大きな地震のような気がしていましたが、度々大地震のニュースがあると、怖いことに感覚がだんだん麻痺してしまい、それほど大きいとは思わなくなってしまっている自分がいます。

近い将来必ずくるといわれている南海トラフ巨大地震。起きてほしくはないですが、備えは必要です・・・心のネジを巻きなおさなければ !!

～ 心の準備 ～

【 27 年度 労働保険年度更新 】

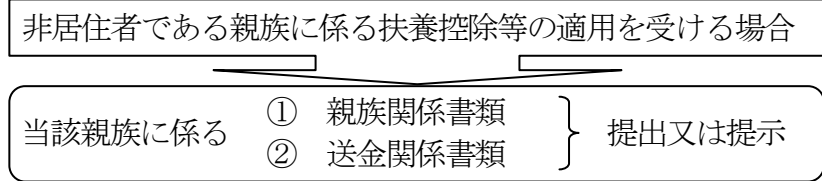
今年度の労働保険申告等の日程は、次の通りです。

	申告期限	納付期限・口座振替日		
		第 1 期	第 2 期	第 3 期
事務組合(SR) 加入事業所		6 月 29 日(月)	10 月 27 日(火)	1 月 27 日(水)
一般事業所	7 月 10 日(金)	7 月 10 日(金)	11 月 2 日(月)	2 月 1 日(月)
一般事業所 ※ (口座引落申込済)		9 月 7 日(月)	11 月 16 日(月)	2 月 15 日(月)

なお、一般事業所様には 5 月末に労働保険申告書が発送される予定です。

【 源泉所得税 取扱いの変更について 】

所得税の扶養家族について、取り扱いが変わります !!



適用時期： 平成28年1月1日以後に支払われる給与等及び公的年金等並びに平成28年分以後の所得税について適用されます。

(1) 給与等又は公的年金等の源泉徴収において、非居住者である親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合は、当該親族に係る『親族関係書類』（注）を会社に提出する扶養控除等申告書等に添付し、又はその申告書等の提出の際に提示しなければならないことになりました。

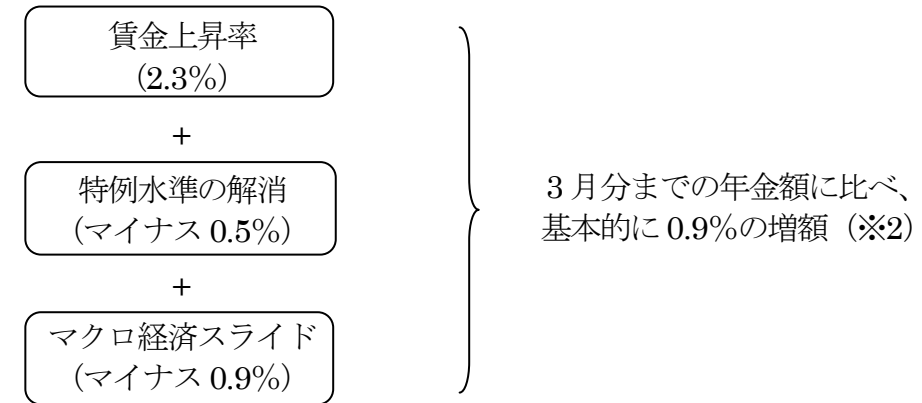
（注）「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、その非居住者がその居住者（納税者）の親族であることを証するものをいいます。

- ① 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及びその親族の旅券の写し
 - ② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類
(その親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限ります。)
- (2) 給与等の年末調整において、非居住者である親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合は、『送金関係書類』（注）を会社に提出する扶養控除等申告書に添付し、又はその申告書の提出の際に提示しなければならないこととされ、非居住者である配偶者に係る配偶者特別控除の適用を受ける場合は、『親族関係書類』及び『送金関係書類』を会社に提出する配偶者特別控除申告書に添付し、又はその申告書の提出の際に提示しなければならないこととされました。
- （注）「送金関係書類」とは、次の書類でその居住者（納税者）がその非居住者である親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。
- ① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりその居住者（納税者）からその親族に支払をしたことを明らかにする書類
 - ② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、そのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその親族が商品等を購入したこと等及びその商品等の購入等の代金に相当する額をその居住者（納税者）から受領したことを明らかにする書類
- (3) 確定申告において、非居住者である親族に係る扶養控除等又は配偶者特別控除の適用を受ける場合には、『親族関係書類』及び『送金関係書類』を確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際提示しなければならないこととされました。ただし、上記(1)又は(2)により提出し、又は提示したこれらの書類については、確定申告書に添付又は提示する必要はありません。
- (4) 『親族関係書類』又は『送金関係書類』が外国語により作成されている場合には、訳文を添付等する必要があります。

【 年金額が改定されました 】

改定時期： 平成27年4月分（6月受け取り分）～

平成27年4月分（6月15日支払分※1）の年金額からは・・・



※1 平成27年5月分以降の年金が全額支給停止となる方などについては、5月15日に支給されます。

※2 厚生年金の報酬比例部分について、一部の方（原則として昭和12年度以降生まれの方）はすでに特例水準の全てまたは一部が解消しているため、この場合は0.9%よりも高い増額となります。

⚠️ **ポイント1**

公的年金の年金額は、物価・賃金の変動に応じて年度ごとに改定が行われますが、給付と負担の長期的な均衡を保つなどの観点から、賃金の上昇率が物価の上昇率よりも小さい場合には、賃金上昇率で改定することになっています。平成27年度の年金額は、賃金上昇率（2.3%）が物価上昇率（2.7%）よりも小さいため、賃金上昇率（2.3%）によって改定されます。

⚠️ **ポイント2**

平成12年度から平成14年度にかけて、物価が下落したにもかかわらず、年金額は据え置く措置（物価スライド特例措置）が講じられたため、法律が本来想定していた年金額（本来水準）に比べ、2.5%高い年金額（特例水準）が支払われていました。この特例水準について、段階的に解消する法律が平成24年11月に成立したため、平成25年10月からマイナス1.0%、平成26年4月からマイナス1.0%が行われ、残った差の解消として平成27年4月にマイナス0.5%が行われます。

⚠️ **ポイント3**

現役世代人口の減少等を考慮したマクロ経済スライド（マイナス0.9%）による年金額調整が開始されるため、平成27年4月分（6月受け取り分）の年金額からは、賃金上昇率（2.3%）に特例水準の解消（マイナス0.5%）及びマクロ経済スライド（マイナス0.9%）をあわせ、3月分までの年金額に比べ、基本的に0.9%の増額となります。